

監査公表第 4 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 5 年 11 月 9 日

彦根市監査委員 若林 忠彦

彦根市監査委員 森田 充

定期監査結果

1 監査の期日および対象

令和 5 年 8 月中に次のとおり実施した。

監 査 期 日	監 査 対 象
8 月 4 日	彦根市千福財産区 彦根市日夏町財産区 彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区 彦根市河瀬財産区

2 監査の方法

各財産区とも、令和 4 年度における財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理について、担当所属から監査資料の提出を求めるとともに、関係職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類について抽出により監査した。

3 監査の結果

各財産区とも事務事業の執行状況は、おおむね適正に処理されているものと認められた。今後とも事務処理には十分配慮され、適正で効率的かつ効果的な事務事業の執行に努められたい。

なお、各財産区ともに木材売却による安定した収入が今後数十年間見込めない状況が続いているほか、次代の担い手確保に苦慮している現況である。

中・長期的な財産区運営を見据え、引き続き効果的かつ効率的な森林の施業および保護の実施を図るほか、県や企業との連携を強化する中で今後の財産区のあり方を検討し、他財産区の好例も検証するなど健全で持続可能な事業運営により一層取り組まれたい。また、各区民に対しても、さらなる現況理解の促進と協力体制の構築に努められたい。

その他、軽易な改善事項については、その都度指摘し指導したので記述を省略した。